



APO_社労士通信

国民年金第 3 号被保険者の事業主による届出について

前号において、国民年金第 3 号被保険者（以下、「第 3 号」）の加入に関する手続きをご案内しました。今号においては、第 3 号から外れる場合の手続きについてご案内します。

平成 26 年 12 月より新たな届出が必要になりました

これまで、原則として社員の配偶者が第 3 号から外れる場合に事業主が手続きをすることはありませんでした。しかし、第 3 号の記録不整合問題※に対応するため、平成 26 年 12 月より手続きが一部変更となり、第 3 号が以下の①または②に該当した場合は事業主を経由して「国民年金第 3 号被保険者被扶養配偶者非該当届」を届け出ることになりました。

① 社員（第 2 号被保険者）と離婚した場合

② 第 3 号の収入が基準額以上に増加し、扶養から外れた場合

ただし、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合はこれまで同様に事業主の届出は不要です。

以下に、第 3 号から外れる場合の手続きにつき、ライフシーンごとにまとめましたのでご確認ください。太字が追加となった手続きです。この場合においても第 3 号本人の 1 号加入手続きは必要ですのでご注意ください。

注：「第 3 号から外れる方」を便宜上「第 3 号本人」と記載しています。

	ライフシーン	手続きする人	手続き内容	手続き先
①	社員（第 2 号被保険者）と離婚した場合	事業主	「国民年金第 3 号被保険者被扶養配偶者非該当届」を届出	事業所を管轄する年金事務所
		第 3 号本人	国民年金第 1 号に加入（60 歳未満の場合） 就職等同月に厚生年金に加入する場合は不要	お住まいの市区町村役所
②	第 3 号の収入が増加し、被扶養配偶者ではなくなった場合（厚生年金には加入しない場合）	事業主	「国民年金第 3 号被保険者被扶養配偶者非該当届」を届出	事業所を管轄する年金事務所
		第 3 号本人	国民年金第 1 号に加入（60 歳未満の場合）	お住まいの市区町村役所
③	第 3 号の収入が増加し、被扶養配偶者ではなくなった場合（勤務先で厚生年金に加入する場合）	第 3 号本人の勤務先事業主	厚生年金に加入	事業所を管轄する年金事務所
④	社員（第 2 号被保険者）が退職した場合	第 3 号本人	国民年金第 1 号に加入（60 歳未満の場合） 配偶者が 1 日もあけず転職した場合や、第 3 号が就職して厚生年金に加入する場合は不要	お住まいの市区町村役所
⑤	第 3 号が死亡した場合	事業主	「国民年金第 3 号被保険者死亡届」を届出	事業所を管轄する年金事務所
⑥	社員（第 2 号被保険者）が海外居住のまま退職した場合	事業主	第 3 号本人も共に海外に居住している場合は、「国民年金第 3 号被保険者資格喪失届」を届出	事業所を管轄する年金事務所

※第 3 号記録不整合問題とは、第 3 号が実態としては第 1 号となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために年金記録に不整合が生じることです。将来、無年金や低年金につながる可能性があります。



知っておきたいミニ知識

第 81 回 海外出張と休日、日本の祝祭日

出張中に休日を挟む場合、その日を休日労働と取扱うか問題となることがありますが、「出張中の休日はその日に旅行する等の場合であっても、旅行中における物品の監視等別段の指示がある場合の外は休日労働として取り扱わなくても差支えない（昭 23.3.17 基発 461 号）」との解釈例規があります。一方、休日に移動し、当日業務上の用務（会議等）がある場合には、業務に付随するものであるため移動時間も含め休日労働と解されます。（昭 46.4.10 松江地裁判決 島根県教祖事件）

なお、旅行中（出張のための移動中）の時間を労働時間として取扱う必要はなくても、私生活犠牲時間となる拘束時間には該当するため、日当等の賃金支払い等の対象とすることが望ましく、特に海外出張の場合は、国内出張と比べ移動が長時間となり、精神的負担も大きいことを考慮し、対応を考えた方がよいでしょう。

ところで、海外出張の場合、日本での休日と現地の休日が異なる場合がありますが、海外出張は海外派遣等と違い原則として日本の労基法が適用になりますので、労基法第 35 条の規定に従い、毎週少なくとも 1 回、または 4 週 4 日以上に該当する日が休日となります。そのため、日本で休日に該当する日が現地の休日ではなく出張先で業務を行う場合は、休日の振替をするか、休日労働として割増賃金を支払うことが必要となります。一方、現地の祝日等で業務を行わない日が日本の労働日に該当する場合は、労働日とする必要はありませんが、会社の都合で休ませることになりますので、休業手当の支払い義務が発生します。なお、出張期間中は正確な労働時間を算出することが困難であるとして、労基法 38 条の 2 の事業場外みなし労働とすることもありますが、時間把握が可能とされるケースもありますので、適用する場合には注意が必要です。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp
〒162-0824 東京都新宿区揚場町 1-18 飯田橋ビル 7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧ください。
<http://www.apoutsourcing.jp/>